

定価格を設定していただきたい。

(4) 年金改革法の成立に伴い、短時間労働者(週20時間以上)の厚生年金加入が義務付けられ、令和4年10月より「100人以上」、令和6年10月より「51人以上」となりますので、社会保険相当額を適正に見込んだ予定価格を設定していただきたい。

(5) 業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め東京ビルメンテナンス協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人員費割合は85%程度と言われているが、深刻な人手不足のなか、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

三、契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

委託業務の品質確保を図るため、本来の専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、次のとおり要望します。

(1) 入札参加申請の際の等級(A、B、C)に関し、不正な申請を防ぐため、工事経審のように決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させることを要望します。

(2) 業者指名の段階で、適正な履行能力を十分に審査し、適正な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。

(3) 入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料(直接人件費、法定福利費、直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳)の提出を求めているいただきたい。

(4) 業者指名段階あるいは落札後に、各人札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する提出が容易な資料の提出を求めるなど、会社としての保険加入だけでなく、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取り組みを進めていただきたい。

(5) 総合評価案件以外でも、事業者の技術力、経営力等について適切に審査・評価できる体制整備を望みます。適切な追加調査を実施し、履行確保のために積算内訳書、業務履行提案書や誓約書の提示を求めるなど、確実に履行させる取り組みを

進めていただきたい。

(6) 業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。令和元年12月に発表された「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」の徹底をお願いしたい。

四、障害者雇用の促進について

東京ビルメンテナンス協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援も積極的に行っております。障害者の雇用を促進する入札・契約制度を構築するため、次の事項について要望します。

(1) 障害者雇用促進モデル入札を1年で廃止してしまつたが、障害者雇用の促進のための有益な取り組みであるので、復活していただきたい。その際、障害者雇用に積極的な業者がより参加しやすいよう、対象となる等級の拡大を図っていただきたい。

(2) 入札参加資格定期受付の際の審査事項について、平成30年4月から実施の実雇用率2.2%以上は雇用率増に応じて、段階的に加算する仕組みを検討いただきたい。なお、令和3年4月には2.3%以上となる予定のため、昨年の要望の回答にありますように、更なる

検討をお願いしたい。

(3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加算対象、総合評価制度における政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加算要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

(4) 障害者の雇用と就労の場を拡充するため、入札要件における障害者雇用率に加えて、障害者の就労を明記する案件の新設等について検討をお願いしたい。

五、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、契約変更による環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。都民生活の維持に必要不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナンス業務への支援拡充をお願いします。

(1) 令和2年3月3日、中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮について」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通知にて、工事に関し感染症対策費を発注者が負担するよう通知が発出されているが、東京都において

株式会社 アキテム

代表取締役社長 鯉淵 健太郎
〒153-0043 東京都目黒区東山一丁目二番地
電話(03)3760-7700

アペックス産業 株式会社

代表取締役 元木 貢
〒105-0014 東京都港区芝二丁目三十四番地
電話(03)3455-6474

ウィズ 株式会社

代表取締役 榎本 寛
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町一丁目五番地
電話(03)3866-8855

株式会社 オートレント

代表取締役 上野 拓也
〒334-0005 埼玉県川口市里一七七〇番地
電話(048)283-0341

株式会社 敬隣舎

代表取締役 鈴木 とも子
〒173-0037 東京都板橋区小茂根四丁目一丁目
電話(03)3958-0501



興和ビルメンテナンス株式会社

代表取締役 一戸隆男
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町五丁目九番地
電話(03)3310-1800

株式会社 ジャレック

代表取締役社長 佐々木 浩二
〒162-0067 東京都新宿区富久町八丁目二丁目
電話(03)3355-1320

株式会社 信陽

代表取締役 野口 博行
〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目二番地
電話(03)3560-7800

太平ビルサービス 株式会社

代表取締役会長兼社長 狩野 伸彌
〒163-1119 東京都新宿区西新宿六丁目二丁目
電話(03)5333-4111

残暑お見舞い申し上げます

東京ビルメンテナンス政治連盟
理事長 梶山 龍誠
副理事長 榎本 寛
幹事長 野口 博行
横田 英雄